

報道関係者 各位

平成 26 年 2 月 14 日

【照会先】

年金局事業管理課給付事業室

室長補佐 清原 範久(内線 3679)

係 長 俵 英 高(内線 3595)

(代表電話) 03(5253)1111(内線 3595)

(直通電話) 03(3595)2796

## 年金を受けている方への確認書類を送付します

厚生労働省では、昨年 8 月に、死亡しているにも関わらず親族によって事実と異なる現況届が提出され、年金の支給が行われていた事案が発生したことを受け、年金の支払いを適正に行うため、現況届により年金を受けている方の状況を以下のとおり確認することとしました。

### 1. 確認の対象となる方

75 歳以上の方で、現況届により生存確認を行っている方（ただし、介護保険料等の特別徴収が行われている方を除く。） 約 8,000 人

※現況届によらず住民基本台帳に基づいて生存確認している方は、今回の調査の対象外です。また、介護保険料等の特別徴収が行われている方も、各市町村で被保険者資格を確認した上で保険料が徴収されているため、今回の調査の対象外です。

※なお、今回の調査対象者以外の方についても、平成 26 年度以降、実施方法等を検討の上、確認を実施する予定です。

### 2. 確認方法

対象となる方に、日本年金機構から「年金受給権者現況申告書」提出の依頼文書を送付し、「年金受給権者現況申告書」に住民票上の住所等を記入の上、返送していただきます。

必要事項を記入し、返送いただいた方については、今後、住民基本台帳に基づいて生存確認を行うこととなります。返送いただけなかった方等については、実態の把握のため、必要に応じ訪問調査等を行います。

### 3. 今後のスケジュール

- |                  |  |
|------------------|--|
| 平成 26 年 2 月 14 日 | 日本年金機構から対象となる方あてに、「年金受給権者現況申告書」提出の依頼文書を発送            |
| 平成 26 年 3 月 3 日  | 「年金受給権者現況申告書」提出期限（ご提出いただけなかった方については、再度、提出を依頼）        |
| 平成 26 年 3 月以降    | 「年金受給権者現況申告書」の提出状況を踏まえ、対象となる方の状況について確認（必要により訪問調査も実施） |

※確認結果及びその後の対応について、取りまとめ次第速やかに公表いたします。

様式等省略